

改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する意見書

農業をめぐっては、近年の自然災害の多発化による食料不足・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留などが発生し、ウクライナ侵攻や中東情勢の混迷など世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いています。さらに、世界的な気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招き、本年も各地で高温や局地的な豪雨などで、食料を持続的かつ安定的に供給することが不安視されています。

こうしたなか、制定から25年が経過した農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」は、新たに食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念に盛り込むなど条文の一部を改正し、今国会で成立しました。

しかしながら、生産現場では世界情勢の変化に対応した輸入に頼らない国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しましたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず、納得しがたいとの声が上がっています。今後、来年3月までに改訂する基本計画に向けては、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保が重要となっています。

また、適正な価格形成については、需給や品質を反映して値決めする基本は維持し、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、生産現場が求める再生産可能な価格形成となるかは不透明であり、生産コストを補えない分は所得補償制度の導入などが求められています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本計画の改訂など改正基本法の実効性確保などについて、下記事項を要望致します。

記

1. 改正基本法に基づく次期基本計画の改訂にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策を講ずるなど食料自給率の向上に努めること。
2. 適正な価格形成について、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コストを賄えない恒常的な赤字分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。
3. 我が国最大の食料供給地域である本道を、食料安全保障の確保に向けた重点地域と位置付けるとともに、食料の安定供給を図る農村地域の維持・発展に資するため、産業政策と地域政策を車の両輪として一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組みなど農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024(令和6)年 9月12日

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 様

北海道河東郡士幌町議会議長 河口 和吉